

綿麻刺繍アンサンブルデザイン事件

平成29年1月19日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官
平成27年(ワ)第9648号 不正競争行為差止等請求事件(甲事件)
平成27年(ワ)第10930号 不正競争行為差止等請求事件(乙事件)
大阪地方裁判所第21民事部口頭弁論終結日 平成28年11月15日

弁護士藤原宏高

事案の概要

本件のうち甲事件は、別紙原告商品目録記載1, 同2の各商品(以下「原告商品1」, 「原告商品2」という。)を製造, 販売していた原告が、別紙被告商品目録記載1, 同2の各商品(以下「被告商品1」, 「被告商品2」という。)を製造販売する被告に対し、下記Ⅰ, Ⅱの請求をした事案であり、乙事件は、別紙原告商品目録記載3の商品(以下「原告商品3」という。)を製造, 販売していた原告が、別紙被告商品目録記載3の商品(以下「被告商品3」という。)を製造販売する被告に対し、下記Ⅲの請求をした事案である。

判決では、原告商品1及び3について、原告商品と被告商品との形態の実質的同一性を肯定し、被告の形態模倣行為について、原告商品1につき789万7488円の損害賠償、原告商品3につき294万4489円の損害賠償を肯定した。原告商品2については、著作物性を否定した。

不正競争防止法第2条1項3号

三 他人の商品の形態(当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。)を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

シャミー 商品名 丸首刺繍レース生地使用七部袖ブラウス



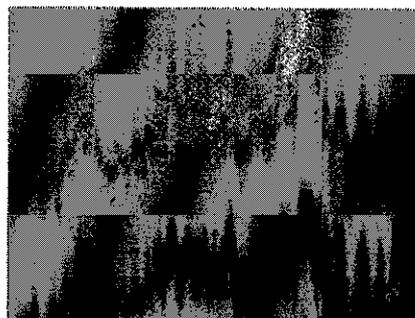
原告商品前側

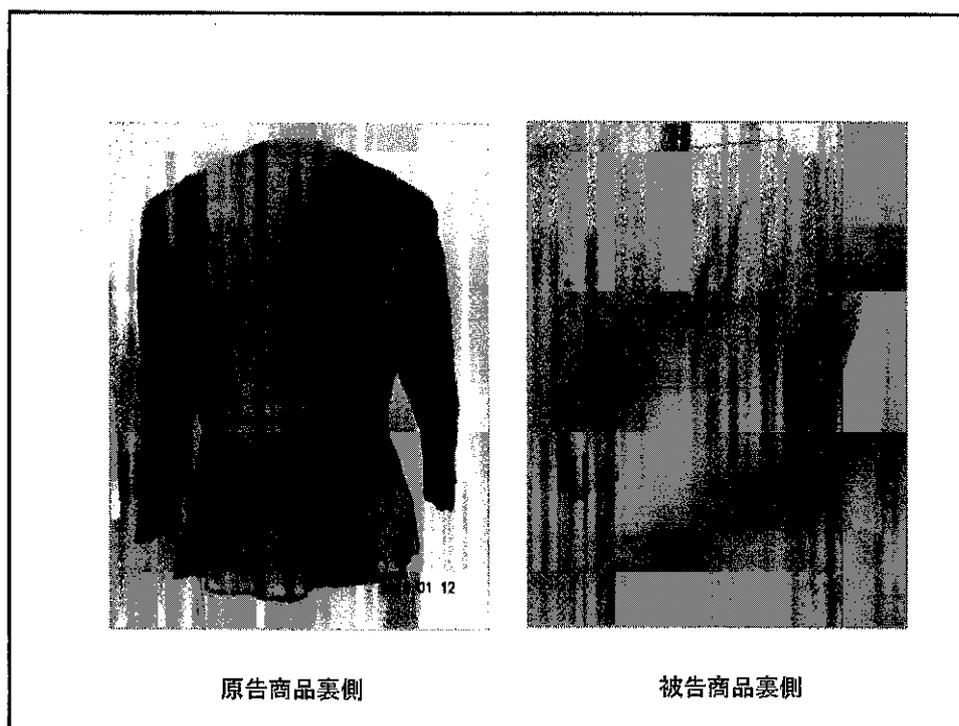


被告商品前側



胸部分拡大





原告商品1に関する裁判所の認定

(ア) 原告商品1と被告商品1を正面視した形態の共通点

原告商品1と被告商品1は、①前ボタン式で丸首襟の形状をしており、全体に透け感のある素材で構成されている点、②前身頃のボタン部の左右部分に、縦方向に一定幅で区切られた範囲において、ハンゴ状柄のレース生地が用いられ、上下にわたって一定間隔で、水平方向の開口部を有している点、③前身頃の上記②のデザイン部の外側(腕側)部分は、2種類の花柄の刺繍が施されており、裾部分は同質素材であるものの刺繍のないデザインに切り替えられ、縦向きにタックがとられている点、④袖口部分に上記③の前身頃部分と同様のレース生地の花柄が使用されている点で共通である。

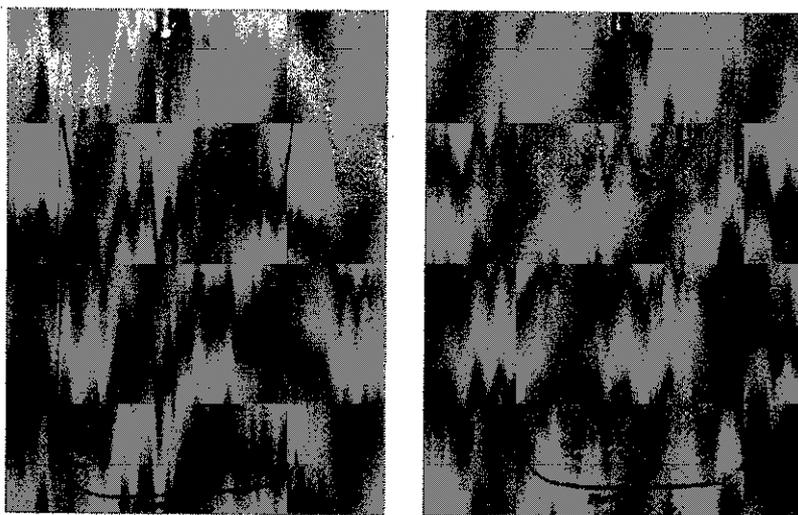
(イ) 原告商品1と被告商品1を正面視した形態の相違点

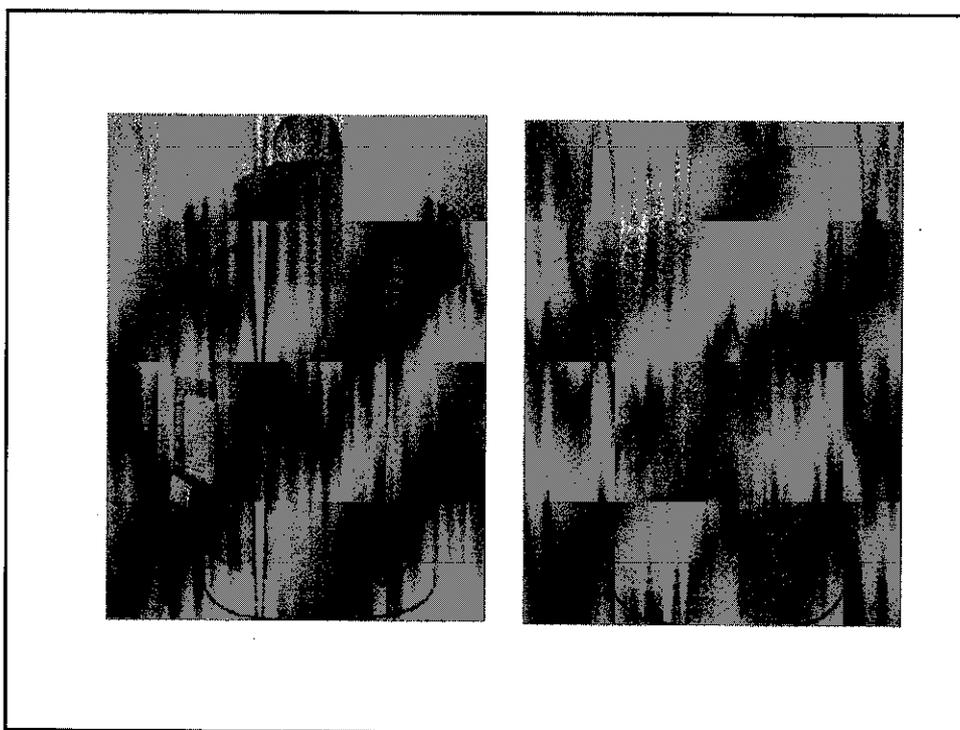
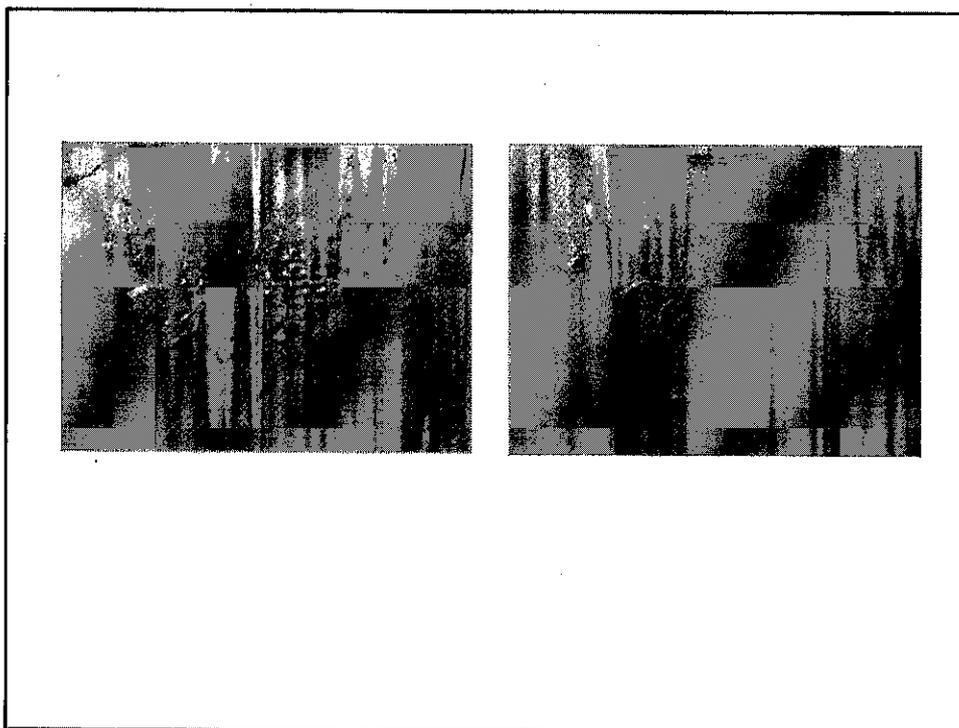
原告商品1と被告商品1は、①原告商品1の方が被告商品1より生地の透け感が高く、②原告商品1のボタンは黒色で柄はなく、等間隔に窪みがあるのに対し、被告商品1のボタンは、ベージュ色に柄があり、窪み等はない点、③原告商品1は黒色なのに対し、被告商品1はベージュ色である点で相違している。

イ 以上により検討するに、両商品は、①丸首襟の形状をしていること、②前身頃のボタン部の左右部分に、縦方向に一定幅で区切られた範囲においてハンゴ状柄のレース生地が用いられ上下にわたって一定間隔で水平方向の開口部がある部分が設けられていること、③その外側部分及び袖口部分には二種類の花柄の刺繍が交互に施されているのに袖部分及び裾部分には刺繍が施されていないという組み合わせとなっているという、両商品の特徴をなす点で正面視した形態が共通している。そして、両商品を背面視した形態はほぼ同一であるから、両商品は商品全体の形態が酷似し、その形態が実質的に同一であるものと認められる。

もつとも、原告商品1と被告商品1には、前記のような相違点が認められるが、これらはいずれも商品全体を特徴付ける形態とかかわりがなく、また、相違点に係るデザインは、この種の部位のデザイン手法としては、いずれもごくありふれたものである。そのため、これら相違点は、わずかな改変に基づくもので商品の全体的形態に与える変化が乏しく、商品全体から見てささいな相違にとどまるものと認められるから、被告商品1の形態が原告商品1の形態と実質的に同一であるとの上記判断に影響を及ぼすものではないというべきである。

シャミー 商品名 丸首オリジナル刺繍レース使いランニング





原告商品2に関する裁判所の認定

(ア) 原告商品2と被告商品2を正面視した形態の共通点

原告商品2及び被告商品2は、①袖がノースリーブであり、裾部分には左右にスリットが入っている点、②全体が単色の生地で構成され、胸部分には、広範囲にわたって本体と同色の花柄の刺繍(大きさの異なる5輪の花及び花周辺に配置された13枚の葉)が施されている点、③その花柄の刺繍の5輪の花及び葉の大きさや位置関係並びに花卉部分及び葉に施されたステッチの種類がほぼ同一である。

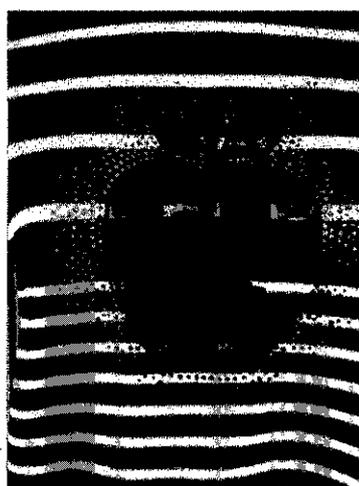
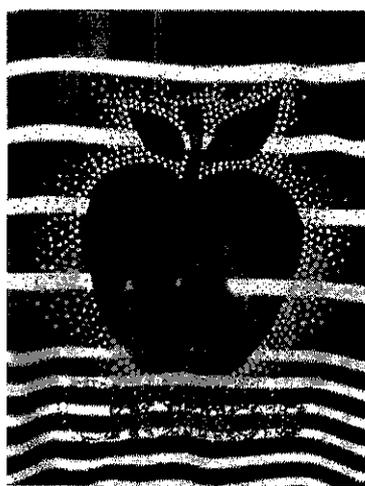
(イ) 原告商品2と被告商品2を正面視した形態の相違点

原告商品2と被告商品2は、①ネックラインが、原告商品2は角部で丸みを帯びたスクエア型であるのに対し、被告商品2は通常の丸首型である点、②原告商品2は、両脇下にダーツが取られているのに対し、被告商品2にはダーツが取られていない点、③原告商品2は、前身頃と後身頃の生地が正面から見える前肩部分で目立つように縫い合わされているのに対し、被告商品2はそのような仕上げがされていない点、④原告商品2は、襟首の直下に、本体と同色のレース生地での切り替え部分が設けられているのに対し、被告商品2は同切り替え部分がない点、⑤原告商品2は黄色であるが、被告商品2はベージュ色である点で相違している。

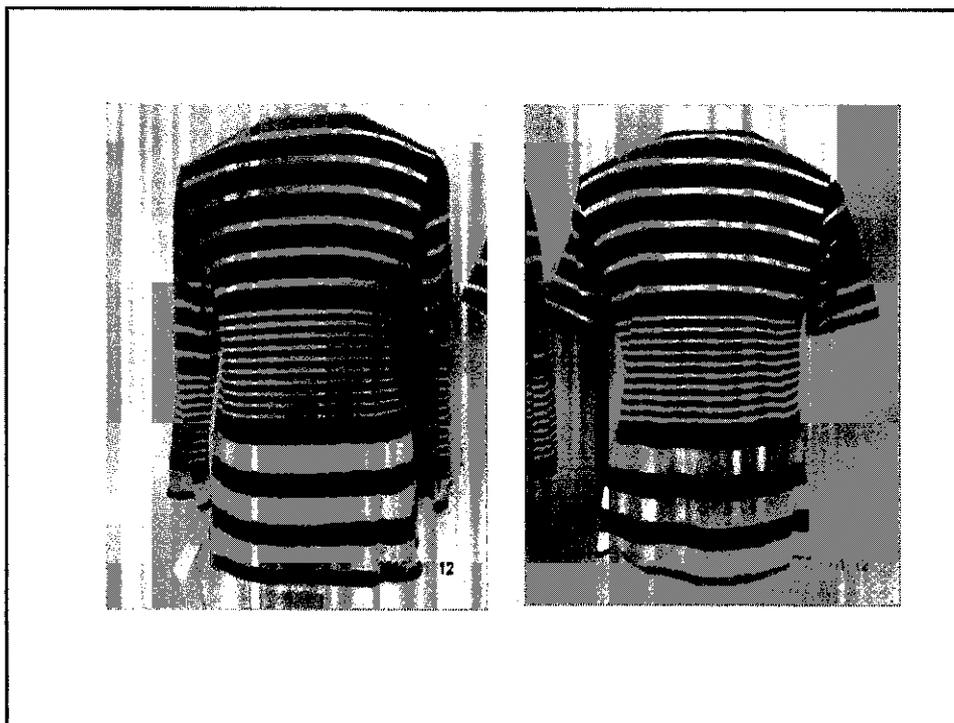
イ 以上により検討するに、原告商品2と被告商品2の正面視した形態は、いずれもノースリーブであり、その胸部分に花柄の刺繍が施されている点で形態全体が似ており、とりわけ花柄の刺繍部分などは同一であって被告商品2の形態が原告商品2に依拠して作られたことを容易にうかがわせるものであるが、商品正面の目立つ場所に集中している、ネックラインの形状、前身頃と後身頃の縫い合わせの仕上げの仕方、さらには襟首直下のレース生地による切り替え部分の有無で相違している。

そして、これらの相違点は、ありふれた形態であるノースリーブのランニングシャツの全体的形態に変化を与えており、およそ両商品を対比してみたときに商品全体から見てささいな相違にとどまるものとは認められないから、両商品を背面視した形態が同一であることを考慮したとしても、被告商品2の形態は原告商品2の形態に酷似しているとはいえ、両商品の形態は実質的に同一であるということはいえない。

シヤミー 商品名 胸部リンゴモチーフ付きボーダー柄長袖チュニックTシャツ



胸部分拡大



原告商品3に関する裁判所の認定

(ア) 原告商品3と被告商品3を正面視した形態の共通点

原告商品3及び被告商品3は、いずれも①チュニック丈のTシャツであり、②黒色と白色を交互に繰り返す横縞を記したボーダー柄で構成されており、③ボーダー柄は、i 身頃部分の肩部から胸部及び袖部の上部においては、幅約30ないし32mm程度の黒色の横縞と幅約9mm程度の白色の横縞の柄が繰り返され(以下「第1横縞部分」という。)、ii 身頃部分の胸部から腹部においては、幅約9ないし10mm程度の黒色の横縞と幅約5ないし6mm程度の白色の横縞が繰り返され(以下「第2横縞部分」という。)、iii 身頃部分の裾部には、幅約37ないし38mm程度の黒色の横縞と幅約38ないし40mm程度の白色の横縞が繰り返されている(以下「第3横縞部分」という。)点、④胸部部分には、つる部分に2枚の葉をつる部分から僅かに離間させて左右に各1枚あしらった黒色のりんごの柄(りんごの大きさは、高さ(つるの先端からりんごの下端まで)が約150mm程度、幅が約106ないし109mm程度であり、りんごの大部分には、チュールのテープによるコード刺繍が配置され、向かって右端部の一部分は花のような形でチュールが配置されていない上下約55ないし58mm、幅約39ないし40mmの欠けた部分がある)が配されている点、⑤そのりんご柄の周囲には、りんご柄に沿うように多数のラインストーンが、上下約180ないし187mm、幅約154ないし158mmの範囲において、りんご柄から直近の2列分はりんご柄を取り囲むように2列分密に配置され、3列目以降はややばらついた印象となるように列数や間隔を変えて配置されている)が施されている点で共通する。

(イ) 原告商品3と被告商品3を正面視した形態の相違点

原告商品3と被告商品3は、①原告商品3が長袖であるのに対し、被告商品3が半袖であり、これに伴い、被告商品3の袖部分には、身頃部分と同じ黒色と白色の横縞の繰り返しが無い点、②原告商品3は、肩口が黒色だけであるのに対し、被告商品3は肩口に白色の横縞がある点、③原告商品3と被告商品3は肩口の処理が異なるため、それに伴って原告商品3の方が低い位置まで第1横縞部分が及び、そのため原告商品3では、りんご部分の下側の少しだけが第2横縞部分に及んでいるが、被告商品3では、より多くの部分が第2横縞部分に及んでいる点、④りんごの大部分に重ねられたチュールのコード刺繍が、被告商品3の方が原告商品3より細く、原告商品3においては、りんご部分と重なり合う白色の横縞部分がほとんど見えないのに対し、被告商品3においては、りんご部分と重なり合う白色の横縞部分は透けて見える点、⑤原告商品3にはりんご部分の下部に「Chamois」とのロゴがあるが、被告商品3にはない点で相違する。

イ 以上により検討するに、原告商品3と被告商品3は、①商品全体に黒色と白色の横縞が繰り返されているだけでなく、第1横縞部分、第2横縞部分、第3横縞部分という特徴的な繰り返しパターンがほぼ同様に施されている点、②前身頃に類似するデザインの大きなりんごの柄がほぼ同じ手法で施されている点、③そのりんご部分を縁取りするようにラインストーンが同じパターンで配されている点で形態が共通しており、これらの特徴的部分で正面視した形態がほぼ同一である。そして、両商品を背面視した形態もほぼ同一であるから、両商品は商品全体の形態が酷似し、その形態が実質的に同一であるものと認められる。

なお、原告商品3と被告商品3は、前記ア(イ)のような相違点が多く認められるが、衣服において長袖を半袖にする変更は極めて容易な変更であるし、横縞の本数をこくわずかに変えたなどの相違も、商品全体に及ぶ横縞の繰り返しパターンをほぼそのままになされた変更であって、わずかな変更であるといえる。そして、その変更の結果もたらされるりんご部分との位置関係への影響などについても、商品の全体的形態に与える変化が乏しく、商品全体から見るとささいな相違にとどまるというべきである。

また、りんごと重なり合う白色の横縞部分が透けて見えるか否かの相違点や、りんご部分の下部のロゴの有無などの相違点も、個別に見れば明確な相違点として認識できるものではあるが、下地の白色の横縞部分が透けているのはりんご部分が粗く作られた結果にすぎないともいえるし、またロゴの付加などはありふれたデザイン手法であるから、これらを上記相違点と併せて考えても、黒色と白色の横縞を3段階の繰り返しパターンで用いその上胸部に大きなりんごの柄を施すという原告商品3と被告商品3の基本的特徴の共通性との比較においては、やはり商品の全体的形態に与える変化が乏しく、商品全体から見るとささいな相違にとどまるものと認められるから、被告商品3の形態が原告商品3の形態と実質的に同一であるとの上記判断に影響を及ぼすものではないというべきである。

原告商品2の著作物性

ところで著作権法は、文化の発展に寄与することを目的とするものであり(1条)、その保護対象である著作物につき、同法2条1項1号は「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」旨を規定し、同条2項は「この法律にいう『美術の著作物』には、美術工芸品を含むものとする」旨を規定している。その一方で、美術工芸品が含まれ得る実用に供され、産業上利用することのできる意匠については、別途、意匠法において、同法所定の要件の下で意匠権として保護を受けることができる。そうすると、純粋美術ではない、いわゆる応用美術とされる、実用に供され、産業上利用される製品のデザイン等は、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えている場合に初めて著作権法上の「美術の著作物」として著作物に含まれ得るものと解するのが相当である。

(3) 以上を踏まえて原告商品2についてみると、原告商品2の花柄刺繍部分の花柄のデザインは、それ自体、美的創作物といえるが、5輪の花及び花の周辺に配置された13枚の葉からなるそのデザインは婦人向けの衣服に頻用される花柄模様の一つのデザインという以上の印象を与えるものではなく、少なくとも衣服に付加されるデザインであることを離れ、独立して美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えたものとは認められない。また、同部分を含む原告商品2全体のデザインについて見ても、その形状が創作活動の結果生み出されたことは肯定できるとしても、両脇にダーツがとられ、スクエア型のネックラインを有し、襟首直下にレース生地の刺繍を有するというランニングシャツの形状は、専ら衣服という実用的機能に即してなされたデザインそのものというべきであり、前記のような花柄刺繍部分を含め、原告商品2を全体として見ても、実用的機能を離れて独立した美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えたものとは認められない。

原告商品2に関する原告の主張 (実質的同一性の該当性)

形態模倣に関する原告の主張

原告商品1と被告商品1の形態は実質的に同一であり、被告商品1は原告商品1の形態を模倣したものと見える

原告商品2のシルエット自体は、女性用のランニングとして比較的一般的なものであって、ほぼ唯一の装飾である胸部分に大きく展開された花柄刺繍が重要な特徴点である。また、胸部分の刺繍は、オリジナルのデザインであり創作性が高い。一方、両ランニングのシルエットに関する相違点を見ると、脇下にダーツがある形状も、ダーツがない形状もいずれもごく一般的なものであって、原告商品2のダーツがある形状を被告商品2のようにダーツがない形状とすることは着想が極めて容易であり、改変の程度は乏しい。また、ネックラインが原告商品2のように丸みを帯びたスクエア型である形状も、被告商品2のように丸首型である形状も、いずれもごく一般的な形状であって、改変の着想は極めて容易であり、改変の程度は乏しい。

さらに、両ランニングの生地に関する相違点を見ると、原告商品2のように、生地の一部を同色のレース生地に切り替える構成も、被告商品2のように切り替えがなく全体が同一の生地である構成も、いずれもごく一般的なものであって、原告商品2の生地を被告商品2のようにする着想は極めて容易であり、改変の程度は乏しい。

以上のとおり、原告商品2と被告商品2は、胸部分の花柄刺繍という創作性の高い原告商品2における特徴的形態において共通している一方、ダーツの有無、ネックラインの種類、生地の切り替えの有無という、いずれもありふれた形状において異なるにすぎず、さらに、ダーツがあるものをなくしたり、生地の切り替えがあるものをなくしたり、ネックラインをポピュラーな幾つかのパターンの中で置換するなどは、着想が極めて容易であり、改変の程度も乏しく、創作的な要素も皆無である。また、被告商品2の改変は、単に原告商品2の形状を省略するだけのものであって新たなデザインを生み出したり、創作性を発揮したりするものではない。

したがって、原告商品2と被告商品2の形態は実質的に同一であり、被告商品2は原告商品2の形態を模倣したものと見える。

裁判所の判断

商品全体を特徴付ける形態とかかわりがなく、また、相違点に係るデザインは、この種の部位のデザイン手法としては、いずれもごくありふれたものである。そのため、これら相違点は、わずかな改変に基づくもので商品の全体的形態に与える変化が乏しく、商品全体から見てささいな相違にとどまるものと認められる

形態模倣の判断基準

不正競争防止法第2条

4 この法律において「商品の形態」とは、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう。

5 この法律において「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。

逐条解説不正競争防止法第2版(

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/28y/full.pdf>)

「商品の形態」の実質的同一性は商品全体について判断されるため、外部の形状に実質的同一性が認められない場合には、内部の形状のみをもって保護を受けることはできない。

(1) 他人の商品の形態に依拠

独自に創作した場合には、他人の商品の形態に依拠していないため、実質的に同一であったとしても「模倣」にはならない。

(2) 実質的に同一

実質的同一性は、同種の商品間における商品の形態を比較し、商品の形態全体から見て重要な意味を有する部分(独自の要素の部分)が実質的に同一であるかどうかによって判断される(対比観察, 全体観察)。形態に改変がある場合には、改変の着想の難易、改変の内容・程度、改変による形態的効果等を総合的に判断して、当該改変によって相応の形態上の特徴がもたらされているか否かを基準とする。

「模倣」の意義について言及した裁判例として、ドラゴンキーホルダー事件(東京高判平10.2.26知裁集30巻1号65頁)がある。同事件では、「不正競争防止法2条1項3号にいう『模倣』とは、既に存在する他人の商品の形態をまねてこれと同一または実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいい、客観的には、他人の商品と作り出された商品を対比して観察した場合に、形態が同一であるか実質的に同一といえる程に酷似していることを要し、主観的には、当該他人の商品形態を知り、これを形態が同一であるか実質的に同一といえる程に酷似した形態の商品と客観的に評価される形態の商品を作り出すことを認識していることを要するものである。ここで、作り出された商品の形態が既に存在する他人の商品の形態と相違するところがあっても、その相違がわずかな改変に基づくものであって、酷似しているものと評価できるような場合には、実質的に同一の形態であるというべきであるが、当該改変の着想の難易、改変の内容・程度、改変による形態的効果等を総合的に判断して、当該改変によって相応の形態上の特徴がもたらされ、既に存在する他人の商品の形態と酷似しているものと評価できないような場合には、実質的に同一の形態とはいえないものというべきである」と判示された。

ポケフラ事件

平成30年2月27日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官
平成28年(ワ)第10736号 不正競争行為差止等請求事件
口頭弁論終結日 平成29年12月7日
東京地方裁判所民事第46部 平成30年3月14日判決確定

弁護士藤原宏高

事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、原告の販売する折り畳み傘の形態が商品等表示に当たり、被告による別紙被告商品目録記載の各商品(以下「被告商品」と総称する。)の輸入、譲渡等の行為が不正競争防止法2条1項1号所定の不正競争行為に当たると主張して、

①同法3条1項及び2項に基づく被告商品の輸入、譲渡等の差止め及び被告商品の廃棄、

②同法4条、民法709条、及び不正競争防止法5条1項、2項又は3項に基づく損害賠償金472万4000円及びこれに対する不法行為の後の日(訴状送達の日翌日)である平成28年4月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原告製品は、「ポケフラット」、「ポケフラシヤトル」との商品名の薄型折り畳み傘
判決では、原告商品形態の特別顕著性を肯定して、不競法第2条1項1号の「商品等表示」該当性を肯定し、原告商品形態と被告商品形態とはほぼ全部において同一と判断し、差止め、廃棄及び不競法第5条1項の損害賠償請求を肯定(140万円4596円と利息)

被告商品目録

商品:折り畳み傘

5段式:3段式

表示:aqua pleasure

原産国:中国

品番:① No. 2500

② No. 2501

10 JANコード:① 4 571249 925004

② 4 571249 925011

判決要旨

1. 争点1(不競法第2条1項1号該当性)

イ ポケフラットは、折り畳んで包袋に入れた状態において、次の①～③の形態(ただし、①における本体部分の横幅は約6.0～6.5cm)を有している。

ポケフラシャトルの形態は、折り畳んで包袋に入れた状態において、次の①～③の形態(ただし、①における本体部分の横幅は約4.5～5.0cm)を有している(以下、①～③の形態を「原告商品形態」という。)

- ① 本体部分は、全長が約22～24cm、横幅が約4.5～5.0cm又は約6.0～6.5cm、厚さが約2.5cmの薄く扁平な板のような形状をしている。
- ② 本体部分の板の面は、傘布のふくらみによりやや弧を描いて丸みを帯びている。
- ③ 柄の部分は、薄く扁平な板の長手方向の一端を構成し、本体部分の横幅及び厚さを超えない幅の扁平な形状をしている。

不競法第2条1項1号

一 他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。)として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

(2)不正競争防止法2条1項1号の趣旨は、周知な商品等表示の有する出所表示機能を保護するため、周知な商品等表示に化体された他人の営業上の信用を自己のものと誤認混同させて顧客を獲得する行為を防止することにより、同法の目的である事業者間の公正な競争を確保することにある。

商品の形態は、商標等と異なり、本来的には商品の出所を表示する目的を有するものではないが、商品の形態自体が特定の出所を表示する二次的意味を有するに至る場合がある。

そして、このように商品の形態自体が特定の出所を表示する二次的意味を有し、不正競争防止法2条1項1号にいう「商品等表示」に該当するためには

- ①商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有しており(特別顕著性)、かつ、
- ②その形態が特定の事業者によって長期間独占的に使用され、又は極めて強力な宣伝広告や爆発的な販売実績等により、需要者においてその形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知になっていること(周知性)を要すると解するのが相当である。

(3)原告商品形態の特徴について

ア まず、原告商品形態の特徴について検討する。

「一般的な折り畳み傘は、折り畳んで布袋に入れた状態において円筒形の形態をしているのに対し、原告商品の形態は、折り畳んで布袋に入れた状態において、原告商品形態を有しているところ、当該形態によって、原告商品は、全体的に薄く扁平な板のような形状を有することが認められ、円筒形でないだけでなく、それが全体的に薄く、扁平な板のような形状である点で、一般的な折り畳み傘の形状とは明らかに異なる特徴を有しているといえる。」

「原告商品は需要者に対し、全体的に薄く扁平な板のような形状を有する商品であるという強い印象を与えるものといえる。そうすると、原告商品形態は、客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有していたといえ、原告商品形態には特別顕著性があるといえる。」

「そして、上記(1)のとおり、原告商品は、平成27年以降も、販売規模及び広告媒体の取材等による宣伝が従前と同様に継続されていることからすると、原告商品形態は、現在においても、原告の出所を示すものとして需要者に広く認識されていると認められることができる。」

(5)小括

以上によれば、原告商品形態は、不正競争防止法2条1項1号の商品等表示に該当すると認められることができる。

争点(2)(原告商品と被告商品の形態の類似性及び混同の有無)

(1)原告商品形態と被告商品形態の構成は、前提事実(2)、(3)のとおりであり、②本体部分の板の面は、傘布のふくらみによりやや弧を描いて丸みを帯びている点、③柄の部分は、薄く扁平な板の長手方向の一端を構成し、本体部分の横幅及び厚さを超えない幅の扁平な形状をしている点で共通する。また、①原告商品形態は、本体部分の全長が約22～24cm、横幅が約4.5～5.0cm又は6.0～6.5cm、厚さが約2.5cmでの薄く扁平な板のような形状であるに対し、被告商品形態は本体部分の全長(最長部分)が約24cm、横幅(最大部分)が6.5cm、厚さ(最大部分)が約2.5cmの薄く扁平な板のような形状であり、全長及び横幅が相違するが、その他の点は共通する。

これらの共通点は、原告商品と被告商品の全体にわたり、この共通点によって、両商品ともに薄く扁平な板のような形状をしているという特徴を需要者に強く印象づけるものである。そして、上記①の全長及び横幅の1～2cm程度の相違点は、商品全体を見た際に判別し得る相違点とはいえない。そうすると、原告商品形態と被告商品形態はほぼ全部において同一であるといえ、上記1のとおり、原告商品形態は原告の出所を示すものとして需要者に広く認識されていることからすると、被告商品に接した需要者は被告商品の形態が原告の出所を表示すると認識するといえる。

したがって、被告商品形態は、原告商品と出所の混同を生じさせるものであると認められる。

「他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているもの」の解釈

1、商品形態が需要者の間に広く認識されている(周知と言います。)商品等表示にあたる場合は、同一または類似の商品形態の商品を譲渡するなどし、他人の商品と混同を生じさせる行為は不正競争行為とされています(周知表示混同惹起行為と言います。)。もともと、商品形態が商品等表示にあたるためには、(1)个性的な特徴、(2)長期的独占的使用、宣伝広告、販売実績などの事情により、需要者の間において、その形態を有する商品が特定の事業者の商品であるとの認識が浸透していることが必要とされています。そして、周知性の有無の判断は、商品等表示の独創性、販売数量、販売期間、広告宣伝量、取引態様などを総合的に考慮してなされるのが通常です。また、類似性の判断にあたっては、取引の実情のもとにおいて、取引者または需要者が両表示の外観、称呼または観念に基づく印象、記憶、連想などから両表示を全体的に類似のものとして受け取る恐れがあるか否かを基準として判断されます。なお、混同は現実に生じていることは必要ありませんが、混同が生じる恐れがあることが必要です。(経産省HPより)

2、折りたたみコンテナ事件(3)で示された「商品の形態が出所表示機能を有し同条項における周知商品表示となるためには、同条項の趣旨に照らし、第一に、商品の形態が、他の類似商品と比べ、需要者の感覚に端的に訴える独自の意匠の特徴を有し、需要者が一見して特定の営業主体の商品であることを理解することができる程度の識別力を備えたものであることが必要」と捉えるのが最も適切なものと考える(不正競争防止法第2条第1項第1号の規定によって保護される品形態の商品表示性について 小谷悦司 http://www.sankyo-pat.gr.jp/PDF/2003.02.05_JP_kotani.pdf)。

3. もともと形態は当該商品の果す目的機能からして必然的に定まる要素も多いのであつて、このような技術的機能に由来する形態要素は多くは公知公用であるためこれに当該商品の自他識別力を付与するのは相当でないからである。(大阪地裁昭和55年9月19日仮処分決定)

4. 技術的形態除外説を支える論拠は幾つかありえるが、よく指摘されることは、新規性、非容易創作性などの要件を満たしたものに限り保護を与えたり、保護の期間を限定している工業所有権の趣旨が潜脱されることになるという理由である。しかし、逆に、技術的形態除外説を採用してしまうと、今度は需要者の混同が放置されることになる。双方の制度が衝突した場合に、何故、不正競争防止法の方が一方的に工業所有権に道を譲らなければならないのかという理由は明らかではない。また、工業所有権との調整ということを経由するならば、商品の形態は要件さえ満たせば意匠権が付与されるものなのであるから、その論理的な帰結は商品の形態であるならばおよそ不正競争防止法2条1項1号の保護は及ばないというものになるように[*222]おもえるが、さすがにそのような見解は何処にもないようである。商品等表示の例として「商品の容器、包装」を掲げる条文の文言からは、むしろ商品の形態であっても識別表示として機能する限り商品等表示としての保護が及ぶのだと理解する方が自然であろう(玩具の形態の模倣による商品等主体混同行為の成否と損害賠償額の算定—キッズシヤベル事件—田村善久

<http://lex.iuris.hokudai.ac.jp/coe/articles/tamura/casenote99a.pdf>)

田村善之「不正競争防止法概説」有斐閣
1994年 101頁

「不正競争防止法 2条 1項 1号に内在する問題として考えてみると、同号は、商品の販売自体を禁じるわけではなく、複数の出所が存在することを前提に、その間に誤認混同を生ぜしめる出所識別表示が付されることを禁じる趣旨であり、商品間の競争が行われることを前提にしていると捉えられる。かりにそうだとすれば、技術的制約その他の理由により、市場において商品として競合するためには似ざるを得ないところの差止めを認容してしまうと、それは差止権者以外、その商品を販売することができなくなることを意味するから、商品の出所識別表示ではなく、商品自体を保護することになるから同号の趣旨に悖ることになる。とすると、かような似ざるをえないものは同号の出所を識別する商品表示には該当せず、1号の差止は否定されるべきであると解されることになるだろう」

本判決の評価

- 原告商品形態は、一般的な商品の形態としては、極めてありふれた形態であると言わざるを得ない。
- 原告商品形態が、平たくて薄い形態となっていることは、当該商品の果たす目的機能(例えば格納の容易さなど)から必然的に定まる要素にすぎないのではないか。
- 折りたたみ傘の分野においては、原告商品形態が特異な形状であるとしても、一般的には、特異な形状とは言えないことから、商品形態の商品等表示該当性に関する限界事例として理解すべきか。